

苫小牧CCS促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、苫小牧CCS促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、二酸化炭素の回収及び貯留（以下「CCS」という。）の実証試験に対する地元誘致の理解と気運の醸成を図るとともに、既存産業とCCS事業及び関連産業との連携により、将来において苫小牧が、地球環境と地域産業の活性化との両立可能な低炭素社会構築に向けて先導的な役割を担うため、市民や地元企業など地域一体となった取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CCS実証試験の地元誘致に関すること。
- (2) CCS実証試験の誘致を促進するために必要な調査及び検証に関すること。
- (3) CCSに関する市民への広報及び周知活動に関すること。
- (4) 地域活性化に向けたCCSを核とした将来事業構想に関すること。
- (5) 二酸化炭素排出事業者の連携等CCSの実現に向けた枠組みの構築に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、法人及びその他の団体とする。

- 2 協議会の会員になろうとする者は、総会において出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。
- 3 会員が協議会を退会する場合は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 理事 10名以内
- 2 会長は、苫小牧市長とする。
 - 3 副会長は、苫小牧商工会議所会頭及び石油資源開発株式会社北海道鉱業所長とする。
 - 4 監事は、トヨタ自動車北海道株式会社取締役社長及び苫小牧港管理組合専任副管理者とする。
 - 5 理事は、前条の会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の経理を監査し、総会に報告する。

4 理事は、第8条に定める理事会の業務を行う。

(総会)

第7条 総会は、第4条の会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 第3条に掲げる事業に関すること。
- (2) 理事会及び専門部会の審議に付すべき事項に関すること。
- (3) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (4) 事業計画並びに収支予算及び収支決算に関すること。
- (5) その他協議会の事業及び運営に関する重要事項。

3 特に緊急を要するため総会を招集する時間的な余裕がないと会長が認めるときは、会長は理事会に付議し、理事会において決議することができる。ただしこの場合、その事項について次の総会において報告する。

4 総会は、通常総会及び臨時総会とし、毎会計年度1回以上開催する。

5 総会は、会長が招集する。

6 総会の議長は、会長が務める。

7 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

8 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、総会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

10 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合、第7項の適用については出席したものとみなす。

(理事会)

第8条 会長は、協議会が円滑に機能するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事及び必要に応じて会長が指名する会員をもって構成し、その定数は20名以内とする。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長が指名する。

5 理事会は、総会に付議すべき事項を事前審議するほか、総会においてあらかじめ指定した軽易な事項について決議するものとする。

6 理事会は、前項の規定により審議した事項を次の総会において報告しなければならない。

7 理事会の議決は、出席者の3分の2以上の多数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前条第7項及び第9項の規定は、理事会の会議について準用する。

(専門部会)

第9条 会長は総会又は理事会において指定した事項について、その目的達成に必要な事項を調査研究等をするために、必要な部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が招集する。

3 専門部会は、第4条の会員及び会員以外の者から会長が指名した者をもって構成する。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第11条 協議会の運営等に要する経費は、別に定める負担金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、苫小牧市産業経済部に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年4月20日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年4月20日から平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成23年6月10日改正)

(施行期日)

1 この規約は、平成23年6月10日から施行する。